

厚生労働事務官（基準）について

厚生労働事務官（基準）とは、労働基準監督署や労働局において、**労災補償業務（労災保険を支給するための審査、調査、労災認定の対応）**や**労働保険適用・徴収業務**を担当するために、国家公務員採用一般職試験から採用される職員です。

★厚生労働事務官（基準）の業務★

労働基準監督署における業務

労災補償業務や労働保険適用・徴収業務を担当します。

労働基準行政の第一線機関において、事業主や労働者の方と接する業務となります。

労働局における業務

労災補償業務や労働保険適用・徴収業務のほか、総務関係や会計関係の業務などを担当します。

労働基準監督署とは？



大阪中央労働基準監督署
(大阪中央労働総合庁舎)

労働基準監督署は、全国に321署ある厚生労働省の出先機関で、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に基づき、労働者の労働条件の確保、職場の安全や健康の確保を図るための取り組みを行っています。

また、労働者が工作中や通勤中にケガや病気をされた場合の治療費用や、療養のために仕事を休み、賃金が支払われない場合の補償などの労災保険の給付を行っています。



窓口対応



胸部CT画像の確認 (労災補償業務)



電話による問い合わせ対応

厚生労働事務官（基準）の業務

労災補償

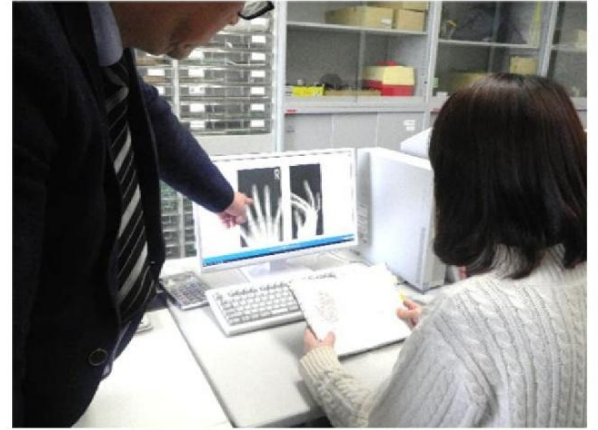
労災保険とは、工作中や通勤中の負傷や疾病に遭われた方やその遺族の方に対して、迅速かつ公正な保護をするための保険給付の総称です。

労働基準監督署や労働局では、保険給付等に関する相談をはじめ、給付請求書の受付審査、決定までの事務を行っています。

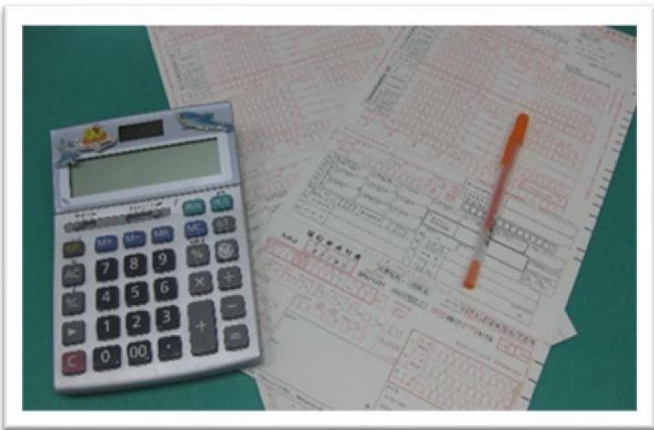
労災保険制度は、労働基準法で定められた使用者の災害補償責任の担保として創設されたものですが、現在では、その範囲を超えて、社会復帰に向けた事業（義肢・義足の支給や遺児の就学費用の援助等）を実施するなど、被災労働者やその遺族の社会福祉も担っています。

また、仕事上の出来事による心理的負荷が原因で精神疾患を発症したとして、労災請求が行われる事案も増えており、現在の労災認定にあたっては、複雑で専門性の高い判断が求められることもあります。

このように、労災補償業務には多くの事務がありますが、労働者が健康で安心して働ける社会を支えていると実感できるやりがいのある仕事です。



レントゲン画像を見て、負傷部位、角度、欠損の程度を診断書等の書面と確認します。



事業主から提出された「労働保険料申告書」です。

雇用している労働者の賃金総額に保険料率を乗じることで、保険料額を算出し、徴収します。

徴収された保険料は、労働災害に遭われた方への労災保険給付や、失業後、お仕事を探されている方への失業給付に充てられます。

労働保険加入手続・徴収

労働保険とは、工作中や通勤中の負傷や疾病に際して給付を受けるための労災保険と、失業した際に失業給付を受けるための雇用保険の総称です。

労働保険は、原則、労働者を1人でも雇用する会社が必ず加入しなければならない強制保険であり、保険者である国が労災保険と雇用保険の給付を適切に行うことができるよう、会社から保険料を徴収しています。

労働局が行う労働保険適用・徴収業務は、労働保険の加入手続や、労働保険料の申告受付及び徴収の業務を主に行っています。

他にも、労働保険に加入していない会社を把握し、加入の指導を行う「適用促進」の取り組みや、保険料が適正に申告納付されているか会社に立入検査を行ったり、保険料を滞納している会社に対し納付に関する指導を行う「適正徴収」の取り組みを実施しています。労働保険に加入していない会社に対して、職務権限により強制的に加入させたり、保険料を滞納する会社の財産を差押えたりすることもあります。

労働保険は、働く皆さんのいざという時のセーフティネットであり、労働保険制度の健全な運営と、費用の公平負担の確保のため、そして何よりも「自分は労働者の味方である」という自信と自覚をもって、労働保険徴収法のほか様々な法令等に精通して活躍することが期待されます。

★各業務の詳細★

労災補償業務

労災保険では、労働者の方々が仕事（業務）や通勤によって災害に遭われた場合に、ご本人やご遺族の方に対する保険給付事業、併せて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行っています。

労働基準監督署や労働局では、保険給付等に関する相談をはじめ、保険給付の請求書の受付審査、支給可否の決定までの事務を行っています。

受付審査・・窓口や郵送で受理した保険給付等の請求書を審査します。
請求書の内容に不備や疑義がある場合には、直接窓口や電話で内容を確認します。

聴取調査・・労働災害の発生状況等について確認が必要な場合、労働者本人や事業場等関係者の方に対して、電話や面談で事実関係を確認し、その発言を録取します。

医学調査・・労働災害と傷病の因果関係の確認が必要となる場合、主治医に対して、療養状況の確認、医学的な意見等を求めます。
更に調査が必要な場合、局医（労働局委嘱の専門医）と面談し、医学的な意見を求めます。

出張用務・・事務所内での受付審査のみではなく、上記調査を行うため、事務所を離れて業務を行うことがあります。
大阪府内の出張が多いですが、調査事案によっては、他府県へのお出張もあり、宿泊を伴うこともあります。

支給決定・・上記調査を踏まえ、調査結果について復命書を作成のうえ、保険給付の支給可否を決定します。

労働保険適用・徴収業務

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。

労働者を1人でも雇用していれば、業務・規模の如何を問わず労働保険の適用事業場となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付する必要があります。

労働局や労働基準監督署では、労働保険の新規成立等手続や労働保険料の徴収等の業務を行っています。

受付業務・・労働保険の加入の際に提出する保険関係成立届と概算保険料申告書、名称変更等の際に提出する名称所在地等変更届、労働保険を廃止する際の確定保険料申告書等の受付を行います。

年度更新・・労働保険に加入している全事業場は、毎年6月1日～7月10日の間に労働保険の更新手続が必要となります。

大阪労働局管内では現在約15万事業場が労働保険に加入していますので、その全ての事業場について更新手続を行います。この更新手続きを「年度更新」と言います。

労働局と労働基準監督署では窓口や郵送で受理した労働保険料申告書の審査を、労働局ではその申告書の機械入力等の事務処理を行います。

また、労働局では年度更新の期間内に申告書の提出がない事業場に対しては督促を行い、そのうえで提出がない場合には職権で労働保険料の決定を行います。

算定基礎調査・・年度更新時に提出された労働保険料の申告書の内容が適正であるかどうか、事業場で調整している帳簿類と照合して確認します。

事業場からの申し出を受けて調査を行う場合と労働局が一定の基準に基づき抽出した事業場に調査を行う場合があります。

徴収業務・・労働局では、納付期限までに労働保険料の納付がなされていない事業場に対し、納入督促業務を行っています。

また、督促を行っても納付されない事業場に対しては、財産の差押等の滞納処分を行います。

総務・会計業務

労働局の総務課・会計課では、人事関係や厚生関係、会計関係の業務を行っています。

人事関係業務・・・

職員、非常勤職員の採用事務等の人事管理や職員に支給される各種諸手当の認定等を行っています。

厚生関係業務・・・

職員、非常勤職員の定期健康診断等の福利厚生に関する業務を行っています。

会計関係業務・・・

労働局の事業に必要な物品購入等の契約や支払に関する業務や職員給与や旅費の支払等に関する業務を行っています。

入省後のキャリアパス ～ キャリアパスの選択 ～

労働局の事務官には2つのキャリアパスがあり、採用選考時に選択することができます

※採用後のキャリアパスの変更は不可

① ハローワークや労働局における 働く人の職業の安定、働き方改革関係業務を中心としたキャリアパス

- ・ ハローワーク（公共職業安定所）や労働局において、職業相談・紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務等や働き方改革推進のための企業指導、相談等の多彩な業務を担当していただきます（**職業安定**、**人材開発**、**雇用環境・均等**行政の部署に配属されます）。
- ・ 業務が広範なため、入省後はできるだけ多くの異なる業務に就いていただき、係長・専門官等の中堅職員以後は、本人の適性や希望に応じて、各業務のスペシャリストに成長していただくことを期待しています。
- ・ 最終的には、幹部職員としてハローワークや労働局の運営に携わっていただきます。
 - ※ ハローワークや労働局職業安定部、雇用環境・均等部（室）以外に、労働局総務部で勤務することもあります。

赤枠内が厚生労働事務官（基準）のキャリアパスです。

② 労働基準監督署や労働局における 労災補償業務や労働保険適用・徴収業務を中心としたキャリアパス

- ・ 労働基準監督署や労働局において労災保険を支給するための審査、調査、労災認定の対応や労働保険の適用・徴収を担当していただきます（**労働基準**、**雇用環境・均等**行政の部署に配属されます）。
- ・ 入省後早い時期には、労働基準監督署における第一線の窓口業務を中心とする業務を経験後、管内監督署の業務を統括する労働局の業務も含めて経験していただき、労災補償や労働保険の適用・徴収業務のスペシャリストとなっておいただくことを期待しています。なお、本人の適性や希望に応じて、最低賃金に関する業務や働き方改革推進関連業務に従事していただくこともあります。
- ・ 最終的には、幹部職員として労働基準監督署や労働局の運営に携わっていただきます。

※ 労働基準監督署や労働局労働基準部以外に、労働局総務部、雇用環境・均等部（室）で勤務することもあります。

